自動火災報知設備の基準が改正されます！

平成27年４月１日施行

 平成24年5月に発生した広島県福山市ホテル火災を受けて、自動火災報知設備の設置基準が見直されました。

■　自動火災報知設備の設置基準の見直し

 **300㎡未満の施設は、特定小**

**規模用自動火災報知設備も設**

**置できます。**

小規模なホテル・旅館（5項イ）、病院・診療所

（6項イ）、社会福祉施設等（6項ハ）で就寝の用

に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積

300㎡以上のものに設置が義務付けられている自

動火災報知設備について、延べ面積に関わらず

設置することが義務付けられました。

**対象施設**

延べ面積300㎡以上で設置

**改正前**

ホテル・旅館

面積に関わらず全て設置

病院・診療所（就寝あり）

**改正後**

社会福祉施設等（就寝あり）

■　改正法令の施行日について

**平成27年４月１日**

**改正法令施行**

 改正法令は平成27年4月1日に施行されます。

**平成30年３月**

**３１日まで**

**改正法令施行**

ただし、既存施設（新築、改築工事中含む）

については、平成30年3月31日まで経過措置

が設けられています。

滝川消防署　℡　0125-23-0119　　　 滝川消防署江竜支署　　　℡　0125-75-3119

赤平消防署　℡　0125-32-3181　　　滝川消防署新十津川支署　℡　0125-76-2619

芦別消防署　℡　0124-22-3106

お問い合わせ先